

別海町議会会議録

第3号（平成26年3月10日）

○議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一 般 質 問

① 15番 中 村 忠 士 議員

② 5番 西 原 浩 議員

③ 1番 木 嶋 悦 寛 議員

④ 9番 瀧 川 榮 子 議員

○会議に付した事件

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一 般 質 問

① 15番 中 村 忠 士 議員

② 5番 西 原 浩 議員

③ 1番 木 嶋 悦 寛 議員

④ 9番 瀧 川 榮 子 議員

○出席議員（16名）

1番 木 嶋 悦 寛

3番 森 本 一 夫

4番 今 西 和 雄

5番 西 原 浩

6番 沓 澤 昌 廣

7番 小 林 敏 之

8番 安 部 政 博

9番 瀧 川 榮 子

10番 山 田 信

12番 松 原 政 勝

13番 戸 田 博 義

14番 戸 田 憲 悦

15番 中 村 忠 士

16番 佐 藤 初 雄

副議長 17番 安 田 輝 男

議長 18番 渡 邊 政 吉

○欠席議員（1名）

2番 松 壽 孝 雄

○出席説明員

町 長 水 沼 猛

副 町 長 磯 田 俊 夫

教 育 長 真 籠 毅

代表監査委員 鈴 木 英 世

監 査 委 員 下川原 洋

総 務 部 長 竹 中 仁

福 祉 部 長 佐 藤 次 春

産 業 振 興 部 長 有 田 博 喜

建設水道部長 小西健夫
 監査委員事務局長 宮部正好
 病院事務長 佐藤一彦
 福祉部次長 佐藤英敏
 産業振興部次長 佐藤則夫
 総務課長 佐藤 告
 財政課長 河嶋田鶴枝
 税務課長 宮越正人
 福祉課長 佐藤英敏
 農政課長 山崎 茂
 商工観光課長 大槻祐二
 生涯学習課長 下地 哲

教育部長 藤原繁光
 農委事務局長 佐々木 勉
 会計管理者 半田雅代
 福祉部次長 田保圭乙
 産業振興部次長 竹内伸康
 総合政策課長 浦山吉人
 総務課参事 金田秀幸
 町民課長 三戸俊人
 特養建設準備室長 田保圭乙
 水産みどり課長 佐藤則夫
 学務課長 中谷隆弘

○議会事務局出席職員

事務局長 登藤和哉

主 幹 山田一志

○会議録署名議員

13番 戸田博義
 15番 中村忠士

14番 戸田憲悦

◎開会宣告

○議長（渡邊政吉君） おはようございます。

ただいまから、第 6 日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は、16 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、欠席議員は、2 番松壽議員でございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 126 条の規定により、議長において指名いたします。

13 番戸田博義議員、14 番戸田憲悦議員、15 番中村議員、以上 3 名を指名いたします。

◎日程第 2 一般質問

○議長（渡邊政吉君） 日程第 2 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

まず初めに、15 番中村忠士議員、質問者席にお着きを願います。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○15 番（中村忠士君） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず第 1 点目ですが、新バイオガスプラントについてであります。昨年 12 月の議会でこれについて質問した際、幾つか不明な点がありましたので、それを含めて引き続き質問をさせていただきます。

私は自然エネルギー、再生可能エネルギーの活用は大いに進めるべきであると思っております。また、そのための研究や実践に対して、行政はしっかりと支援すべきであるとの立場をとるものであります。

しかし、それがエネルギー浪費型であったり、持続しないものであっては何もなりません。そういうことがないのか。また、経済的な面を含めて、地域に循環するものなのかどうか十分に吟味をし、さまざまな角度から検討をしていかなければならないものであると考えております。

仮に、それが農家や町民を巻き込むプロジェクトであればなおのことですが、自治基本条例に基づき、協働のまちづくりの精神を発揮して、情報公開と情報共有と町民参加の体制をしっかりとっていく必要があると思います。

私の質問は、そうした立場で行うものであることを冒頭申し上げて、具体的な質問に入らせていただきます。

1 番目ですが、自己資金 4 億 3,000 万円の 30%、1 億 2,900 万円は地元という説明でありましたが、その配分についてはまだ決まっていないというのが 12 月議会での答弁でした。

これが決まったのでしょうかということであります。決まっていたとしたら、その内容をお知らせください。

○議長（渡邊政吉君） はい、町長。

○町長（水沼 猛君） おはようございます。

中村議員の御質問にお答えを申し上げます。

新バイオマスプラントについてでございますが、まず、先般の２５年度補正予算におきまして、この１億２，９００万円という出資金の予算につきまして、議会の御承認をいただいたことに、まず御礼を申し上げたいと思います。

その上で現在、三井造船では、概算額で２２億９，５００万円の事業費を予定しております。事業費の内訳については、国庫補助金で６億４，５００万円、借入金１２億２，０００万円、資本金４億３，０００万円、このようになっております。資本金４億３，０００万円のうち、３０％分の１億２，９００万円については、地元であります別海町、道東あさひ農協、中春別農協に事業参加ということで出資を促されたところでございます。

地元の３者での協議におきましては、地元出資分に係る株式数の２分の１、これは町が取得をし、残りの２分の１については、２農協の間でそれぞれ取得することで通常総会までに協議の上、決定することとなっております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○１５番（中村忠士君） 半分を町が負担するということですが、残りの半分以上をＪＡ中春別と道東あさひが分担するという答弁だったと思います。

それでお聞きするのですが、ＪＡ間の割合というものは決まっておりますでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 今、それについてもお答えしましたように、出資分の２分の１は町、そして残りの２分の１は道東あさひ農協、中春別農協、これらが協議をした上で今後開かれる総会で決定をするということですので、今後協議をされていくことと思います。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○１５番（中村忠士君） 協議中であるということだったかなと思います。まだ決まっているということではなかったというふうに思います。

それで今、協議中であると、どのような協議内容なのか、あるいはどこまで進展しているのかというのは定かではないわけですが、この調整がうまくいかないなどで農協総会の承認が得られないということはないのだろうか。

仮にそういうことになった場合、どういうことになるか。町の負担はどうなるかということをお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 農協がそれぞれ負うべき出資金についてですね、これは我々との確約書を町と農協間で取り交わしております。

したがって、このことについては、２農協が責任を持って対応されるものと私どもは考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○１５番（中村忠士君） そういうことで確約書をとっているから、間違いはないだろうという御答弁でしたけれども、補正予算で先ほど町長がおっしゃったように、１億２，９００万円の支出を決めました。

その農協の分担が予定どおり決まった場合、つまり２農協で半分を負担するということ

が正式に決まった場合ですね。半分の6,450万円は、どういう形で町に戻されるのかお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） この出資金については、それぞれ出資金に見合う株式を取得するということになっております。

したがいまして、町がまず、この30%の出資をするわけですので、30%分の株式を取得するということになります。その株式の半分を、各農協の出資割合に応じて買い取っていただくということになります。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） そういう手順だということで確認をさせていただきます。

2番目の質問ですが、借入金が11億9,700万円という説明ですが、これに関して町、農協の負担はあるのかどうかということをお伺いしたいのですが、今、私11億9,700万円というふうに申し上げたのですが、これは1月21日の全員協議会に提出された町の資料に基づいての数字であります。

しかし、3月3日に提出された資料、及び今町長がおっしゃられた内容では、これが12億2,000万円ということになっていますね。

12億2,000万円ということが正しいというか、そういうことで決まったというふうに感ずるのですが、その点ちょっと確認します。

○議長（渡邊政吉君） はい、産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

今、中村議員おっしゃられましたように、借入金につきましては、1月21日の全員協議会時には11億9,700万円というふうに報告しておりました。その後、三井造船からの連絡によりますと、詳細設計についてはまだやっておりませんので、その段階でございます。

現時点においては、いろいろ動いていることがございまして、積算上、増額となっているということで、12億2,000万を予定しているというふうに聞いております。

あと、この借入金に対する町、農協の負担というものはございません。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 負担はないということなのですが、3月5日に提出された株主間協定書を見ると、長期借入金のうち100分の70、つまり8億5,400万円を三井造船が債務保証する。その場合、事業会社は、共同出資者間で合意する保証料を三井造船に支払うものとするとなっております。

当然、事業会社には町も参加するわけですから、この保証料というものが一体何かということ是非常に重要になってくるわけですね。

この保証料というのは何ですか。額はどのくらいですか、お聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

株主間協定の中の13条で資金調達という部分がございまして、長期借入金の金額のうち、100分の70を相当する額を債務保証という形で、12億2,000万のうちの100分の70という金額になります。

相当する金額ということでございますけども、これはSPCに対する三井造船の債務保

証ということでございます。

○議長（渡邊政吉君） はい、農政課長。

○農政課長（山崎 茂君） 保証料のことでございますけれども、三井造船が100分の70に相当する親会社としての債務保証を行います。

そのときに、保証料については、いくらというふうにははっきりは聞いておりませんが、0.何がしという、例えば住宅金融公庫なんかの取得するときに、金融会社にその補償の協会ですね、保証協会に払うやり方と同じこととなさるというふうに聞いております。

実際の細かい数字については聞いておりません。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） はい、中村議員。

○15番（中村忠士君） 町が参加する事業会社、SPCでありますからね。非常に町に関係する、その事業会社が保証料を払うということになっているわけですから、これは当然、町も関係してくるわけですね。そこをちょっと確認します。関係しないのですか。

○議長（渡邊政吉君） 農政課長。

○農政課長（山崎 茂君） 町が参加する事業会社SPCについて、SPCから三井造船に保証料が発生するということですので、実際にはその会社から出ますから、町もかわりを持つということでございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） だとすれば、保証料が幾らかということは、はっきりさせなければいけないですよ。それはわからないということであっては、町民に対する説明責任を果たせないというふうに私は思います。

時間がないのでもう1点、残り100分の30、3億6,600万円になりますけれども、この債務保証がどうなるのかという問題がもう1点残っております。

株主間の協定書では、金融機関との借入契約において別途定める場合は、その内容に従うというふうになっております。これについて、どういうことか説明をお願いします。

○議長（渡邊政吉君） はい、産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

100分の70については三井造船の親会社保証、そして100分の30については前にもお話ししましたが、原料調達契約の中でJAのほうで持っていただきたいというお話がありました。

その部分についてはできないと、そして町についても債務保証することはできないといった中で、金融機関との協議の中で、100分の30については原料調達契約、原料供給契約、それと原料の売買契約、この三つがそろって、さらにJA、町が出資者として参加する場合、この100分の30については債務保証は要りませんというお話を受けていました。

それを受けまして、借入機関とは先週も打ち合わせを行いましたけれども、ほぼそのように進んでいくということになっております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 金融機関との借入契約において、別途定めるというふうになっているわけですね。この別途定めるというのは何なのかとお聞きしているのです。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） 別途定めるという事項がありまして、それについては先ほど申しあげました三つの契約を言います。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） いや、よくわかりません。

三つの契約を別途定めるということであるというような説明でしたが、確認しますけども、それが定められている三つの契約について、定められている場合はその内容に従う。したがって、債務に対するこの補償というものは必要ないということは、はっきりしているのですか。そこをちょっと確認します。

○議長（渡邊政吉君） はい、産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） 先ほどから申しあげていますように、協議の中ではそのようになっております。

ただ、借入機関としても最終決定には至っておりませんので、今の段階でそうしていると断定はちょっとできないという状況です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） この債務に関して、町の負担はないと言い切っていながらですね。この保証料の問題、それから100分の30の関係、これはまだ決まっていないというのが実情だということがわかりました。

3番目の質問に入りますね。

土地購入費は、だれが負担することになるかという質問であります。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

土地の購入につきましては、町として事業への協力、及び東京の会社ということで地主の不安等に対する地主の意向、そういったものを考慮しまして、町が購入することにいたしました。

本定例会の平成25年度一般会計補正予算におきまして、460万円を計上し議決をいただきましたので、今後事業会社に対しまして貸し付けをするということにしております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 全額、町の負担になるということを確認します。

4番目の質問です。

建設資金の一部を町が負担するという根拠は何かという質問であります。また、町が負担する計画は、どのような経過で決まったかを説明いただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

建設資金の内訳につきましては、先ほど事業費の内訳ということで説明しましたように、建設資金の一部を町が直接負担するということはありません。

しかし、町が出資した資金を、事業費の一部として利用するという計画になっております。

町が拠出するのは、あくまでも出資金であり、事業会社がこの資金を利用して事業を行うことは差し支えないものと考えているところです。

また、町が出資した資金に対しましては、毎年純利益が出た場合は株主配当を受けることとなっております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 出資金6,450万円、30%の半分ということですから、そのまま決まれば6,450万円。それから、今確認しましたが土地取得にかかわる費用、それから先ほど話したように債務保証の関係、こういうことで町が相当額を負担するというそういう計画です。

こういうふうにですね、これだけの負担を町がするということを、町民や議会に報告した上で事業に参加するということを決めてはいないのですね。先に決めて、それから議会に承認を求める。町民に説明をするとういう・・・・・・議長、済みません。ちょっとよろしいでしょうか。

大変失礼いたしました。

（携帯電話のなる音）

○15番（中村忠士君） 大変申しわけありませんでした。

議長、大変申しわけありません。

○議長（渡邊政吉君） はい、質問を続けてください。

○15番（中村忠士君） それで、こういうふうに町が負担をするということに関して、町民あるいは議会に事前に相談をする。あるいは、こういう計画を考えているのだという説明をするということですね。十分しない形で出資をするとか、この事業を進めるということ町は決めているわけですね。それは協働のまちづくりの協働参加、あるいは情報共有という観点からいくと、前々から私言っていますけれども順序が逆ではないかというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） まず、このバイオマス産業都市構想含めてですね。この構想というのは一昨年の10月に、この問題について三井造船のほうから提案があったというところから進めてきております。

それから、いわゆるバイオマス産業都市構想への申請でありますとか、いろいろな経過を引き継いでいながら認定を5月に受けたという、その時点から正式にこの事業をスタートさせてきたというところでございます。

これは、国の再生エネルギーのFIT関係の、いわゆる期限でありますとか、いろいろなことがありますので、なるべく早くこの事業を進めていかなければならない。そういうこともありましたし、国の補助金の関係、さまざまなことがありました。

そういう中で、我々はまず、この農協と町が一体となって、これを進めていかなければならないという前提のもとに、それに参加をする農家の皆さんの意向を含めて細かく説明会をしながら、そして、参加いただける対象の農家の皆さんには説明を繰り返しながら、我々としては極めて丁寧にやってきたということでもあります。

初めての事業でありますし、また大がかりな事業でもありますので、いろいろとクリアしなければならぬ問題も多々あったことも事実であります。

そういう中でも、我々はある程度の固まってきたことには、その間についても農家の皆さん、最終的には利用される農家の皆さんが、コストが安く、そして、まずその辺のところをしっかりと考えながら、利用していただけることをしっかりと考えながら進めてきたの

で、ある程度そういう中では、いろいろな変更もあったでしょうし、三井造船との交渉の中でも、農家の皆さんの思いに沿うようにということで、いろいろなことも変化もあった。それらも事実だと思っております。

その中で、できる限り所管の委員会には説明をしてきたところでありまして、また農協の皆さんとも随時協議をしながら、しっかりとこの問題については進めてきたところでもありますので、それぞれどこまで説明をしていく、町民皆さん全体に説明していくかについては、これはいろいろな問題で今後とも我々に問われる話でありますし、自治基本条例にのっとってやっていく。それはそのとおりだと思っております。そのとおり今後ともやっていきたい。そのように思っているところであります。

ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 今後の問題もありますし、これ非常に重要だから、これが15年、20年と町の方角性を規定していくわけですね。負担がもしかしたらずっとかかっていくかもしれないという問題であります。

だから、政策決定する際に、その過程で町民に理解を得る、町民への説明責任をしっかりと果たすということについては、まさに協働のまちづくりの精神でありますから、その点については町民全体に対する説明であるとか、議会全体に対する説明というのは、非常に決定的に足りない状況の中で、これが進められたということは、大きな問題残すだろうというふうに思います。

それで5点目に入りますが、原料の調達についてであります。

企業、町、それから農協の間での協議はどのようになったかということであります。また、必要な原料は確保されるかどうか。

この点についてお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

原料の調達につきましては、事業会社、三井造船、町、道東あさひ農協、中春別農協間で今まで協議を行ってまいりました。

その結果、先ほども申し上げましたが、事業会社と町、2農協、三井造船、この5者の間で原料の安定確保のための原料調達契約、それと事業会社と町の間では、農家が原料を供給するよう指導することとした原料供給契約、及び事業会社と農家の間では原料売買契約といったものを締結し、事業を取り進めることとなりました。

必要な原料につきましては、1月21日及び3月3日に開催されました全員協議会でも報告していますように、参加農家戸数81戸に町営牧場と研修牧場の堆肥、それらを含めて、1日当たり280トンの減量を確保しているというところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 株主間協定、これは非常に重要な文書ですから何度も読みましたけれども、そこで原料がきちんと供給されない場合、町に対する大きなペナルティがかかるということは明らかであります。

それでお聞きをするのですが、参加農家が他の補助事業使っている場合、3カ月分のふん尿量しか提供できないということになっているということですね。他の補助事業を使っている、または使う予定になっている農家、つまり3カ月分しか提供できない農家というのは、今、参加予定してる83戸のうちの何戸ですか。

その点ちょっとお聞きします。何戸かということです。

○議長（渡邊政吉君） はい、産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） 御質問のありました他の補助事業、あるいは今後予定している補助事業でやられる農家で参加する戸数ということで、資料につきましては手持ちにはあるのですが、数えてみないとちょっとわかりませんので、今即答はできないということでございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） これは正確でなくても、大体何割ぐらいというようなことでわかればお知らせください。

それから加えてですね、考えたくはないのですが、参加農家の中のものしかしたら離農もあるかもしれない。そうすると、原料の供給に大きな影響が出てくるのではないかと思うのですが、その点についてのお考えはありますか。聞かせてください。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

離農があった場合ということで、原料が280トン確保されなかった場合ということでございますけども、先ほど申し上げました原料調達契約によって、5者で対象区域を設定しているわけですけども、それを拡大して原料を確保するというようにしております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 膨大な地域を網羅しなければいけないということになってしまう可能性が出てくるということでもあります。

それから、20トンについては見込みであります。こういうふう非常に不安定な原料についての見込み、計画、これは大変大きな問題があるかと思いますが、1点、この点でお聞きしたいと思いますが、食料廃棄物を1日5トン入れて運転するという計画になっておるのですが、この食品廃棄物はどこから持ってくるのですか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

食品廃棄物はどこからかというお話でございますけど、まず食品廃棄物といいますか、産業廃棄物の受け入れにつきましては、27年4月に試験運転が始まりまして、27年7月から本格稼働となります。

このバイオガспランツの姿というのが、27年3月末で一応完成するということになっていますので、その姿が完成した後、廃棄物の許可申請をして許可をとるという形になっていますので、それまでの間、この部分については模索をするというお話になっておりますが、町としては、町内における水産系廃棄物の施設があります。それと、中西別の資源循環施設のほうでは、いろいろな副資材の関係も受け入れしています。それらと競合しないような形で探してくださいというお話をしていました。

それで、その一体どうするのかというお話になりますと、町外で実際そういった食品系廃棄物について、隣接の町村では網走ですとか、そういったところまで運んで行っている現状があります。

そういったものについて、こちらのほうで受け入れできないかということ、先ほど言いました申請するまでの間、検討していきたいというふうに思っています。

○議長（渡邊政吉君） はい、中村議員。

○15番（中村忠士君） ぜひ、現在稼働している処理施設との競合が生まれないよう

に、これは絶対条件として考えておく必要があると思います。

部長の話では、そういうことを考えているということですので、それは絶対の条件として貫いていただきたいと思います。

6 番目ですが、消化液の肥料効果や、土地、環境に対する影響について、どのような認識を持っておられるか。また、できた消化液は全量利用されるのかどうかお聞きます。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

まず、消化液の肥料効果ということでございますが、牧草の収量につきましては、独立行政法人寒地土木研究所が中西別の資源循環施設の圃場を使いまして、平成 19 年度から化学肥料を使っている区域と、消化液をまいた区域の牧草の収量の推移について公表しています。

その中では、収量は年間平均で言いますと 1 年目で 3 %、2 年目で 2 % の増というふうになっておりますが、5 年目では 21 %、6 年目では 13 %、7 年目は 26 % と、5 年目以降化学肥料をまいた区域との差が大きく、その中でも特に 1 番草の収量に大きく差がついております。

次に、土地や環境に対する影響ということでございますけども、まず、土地に対する影響ということで、バイオガスを生産する過程で原料中の炭素、水素というものはメタンガスと二酸化炭素に変化しますが、肥料栄養素である窒素、リン酸、カリは消化液中に残るため、化学肥料を代替できる液肥として利用できます。

これを、化学肥料価格を用いて含有成分量を試算した結果によりますと、消化液 1 トン当たり約 2,500 円程度の価格というふうに算定されております。

また、消化液は土壤に浸透しやすく、先ほど言いました 1 番草の収穫前であっても散布することができるため、先ほど申し上げましたように 1 番草の収穫に大きく反映しております。

次に、環境に対する影響ということでございますけど、家畜ふん尿の臭気の原因物質は揮発性脂肪酸でありまして、調査によりますと、消化液では、今言いました揮発性脂肪酸が 1 % まで減少するため、散布時における臭気の発生を大幅に軽減できるというふうに考えています。

次に、できた消化液につきましては、原料を提供した農家の方々に基本的には購入していただきたいのですが、金銭的負担、また土地の問題等、農家の方々によっていろいろなことが考えられます。

今後、事業会社において個別に相談していただきたいと思いますが、いずれにしても、できた消化液については全量を利用することになります。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15 番（中村忠士君） 化学的な分析、それから収量比較ですね、そういうものがされているということなのですが、この土地に対する影響というのはそれだけの問題ではなくて、表層土壤の乾燥密度であるとか、土壤炭素の蓄積量、それから土壤内の生態系、微生物の状況などについても、これは非常に重要な要素となるわけですが、そういうものについては調べられているのですか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） 先ほど申し上げましたバイオガスプラントについては、中西別の資源循環施設を国のほうでやられていましたので、そのときのデータを先ほど報

告したわけですが、土壌乾燥なり生態系の関係ですとか、そういったものについては報告書の中にはあるのかなと思いますけども、私のほうでは今、把握していないという現状です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） なかなか資料がないのですが、この消化液について調べている研究所の資料が幾つかありますけれども、収量については増加するという傾向についてはそのとおりなのですが、ただ土壌をやわらかくする機能、それは非常に少ないという結果が出ています。

それから、土壌に蓄積する炭素、つまり微生物の栄養等になるものなのですが、そういうことに関しては、堆肥に比べるとずっと少ないという結果も出ております。

そういう土壌、それから生態系に、この消化液がどういう影響を与えているかということとを総合的に調査する必要があると思いますが、どうですか。

○議長（渡邊政吉君） はい、産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） こういった生態系の関係につきましては、先ほど言いました寒地土木研究所のほうにアドバイスをいただいて、必要であればその辺も調べてみたいというふうに思います。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 本当は遅いのですよ。そういうことをちゃんと調べた上で、絶対有効であるという確信を持って進めるべきであります。そうなっていないということですね。

7番目ですが、企業が途中で撤退するということはないのかという質問に、「絶対ないとは言えない。一方的撤退は妨げられる。」と町長御自身が12月議会で答弁されていたと思います。

一方的撤退とはどういうことか。また、妨げられるとする根拠は何かお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） 町が事業会社へ共同出資者として参加する場合には、株主間協定というものを締結することになります。

その中で、三井造船または町が本協定のいずれかの規定に違反し、書面により是正を求めたにもかかわらず30日以内に是正がされなかった場合、当該違反者に対して事業会社の株式の全部または一部を売却することができる。

また、違反者は当該売却を求める者の指定する数の事業会社の株式を、権利公社から買い取らなければならないということを、株主間協定第18条の中で債務不履行のときの強制売却権ということで規定しております。

よって、一方的撤退とは、株主間協定を破るということになります。

また、妨げられるということは、本株主間協定を守るということでございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 協定によっていろいろなものを守らなければいけないと、こういうふうになってるけども、それは守った上で、役員会等でこの事業についての決定がなされた場合、それには当然従わなければいけないということでもありますから、この面での撤退が、実際もしかしたらあるかもしれないという疑念はそのまま残ると思います。

8番目に行きます。

三井造船は、15年後に施設の売却等を検討しているとの説明があったのですが、これ

について簡潔に説明してください。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） 本件につきましては、12月定例会の一般質問でお答えしておりますので簡潔にということでございますけども、前にもお話していますように、事業会社は、バイオガスプラント建設にかかわる借入金を8年で完済、減価償却についても15年で終了、16年目に町または町が指定する法人に売却ということに株主間協定ではなっております。

事業会社には始めるからには最後までといった意見でございますけども、反対に三井造船としては、固定価格買取期間が終了する、20年ですけども、それが終了する5年前に町など地元株を売却し、町、農協、農家等関係者が環境対策をみずから考え、みずからの手で長い期間、バイオガスプラントの運営を継続してほしいということが三井造船の考えでございます。

なお、三井造船は、15年後には株の売却をすることとしておりますけども、15年後以降についても、施設の運営管理についてはかかわっていくということにしております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 20年後にはFITの契約が切れ、売電価格が大きく下落するということが考えられます。それから、施設がどんどん老朽化していくということも考えられる。

維持補修が大変になってくる時期に、町あるいは農協含めて、地元がそれを受け持つていくということに対するリスクというのは、大変大きいというふうに考えざるを得ないと思います。

この点で繰り返しになりますけれども、やるなら最後まで企業に責任を持たせるべきだと考えますが、どうですか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） 今、中村議員おっしゃりましたように、FITが外れた21年後のときにどうなってるかということと、あと施設が老朽化していくということのお話でしたが、まず21年後の話ですけど、はっきり言って予測が立ちません。

ただ、今はっきりしていることは、昨年の10月に電気事業法というものが改正されまして、11月にそれぞれ衆議院、参議院通過して可決成立しております。

この中では、バイオガスプラントが今後、電力の自由化といいますか、発送電分離という形で電力を自由に売ることができるという形になります。そうすると電気の単価についても、そのときにFITがあるかどうかわかりませんが、少なくともそれよりは安い形にはなると思うのですが、自由に料金を設定できる。

例えばですが、北電に売るという形でなくて直接農家の方に売るという、そういう発想も出てくるかなというふうに思います。

ですから、今のまま21年後になるというふうには、ちょっと予想としては、そうならないのではないかとこのように思います。

あと、老朽化の話ですけども、15年目までには、それぞれ機器類、施設等についても年間の補修についてはもとより、法定耐用年数に応じた機器の取り換え、そういったものもすべて計画の中で計画しておりますので、老朽化によってぼろぼろな状態で売却されるということはないというふうに思っております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） いずれにしても、非常に不安定な予測の中でやらなければいけないという状況だと思います。

9番目に入ります。

私は、小規模でもってエネルギー浪費型でない、ガソリンあるいは化石燃料をそんなに使わない形のものはないかと、あるのではないかと、それも検討すべきではないかと提起しましたけれども、その検討はなされてきたのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

道内には、平成7年からふん尿処理するバイオガスプラントが建設されてきました。

現在稼働しているのは、本年1月末時点で55基あります。そのうち、牛のふん尿を対象としたバイオガスプラントは46基で、平均の処理頭数は336頭です。

平成24年7月から、先ほどの固定価格買取制度が始まりまして、この24、25の2年間で、道内では13基のバイオガスプラントが建設されました。それらの処理頭数は、試験プラントの150頭というものもあるのですが、最大で1,500頭規模、平均しますと502頭規模の処理能力となっています。

御質問にあります小規模とは、処理頭数で何頭くらいのことを言うのかちょっとわかりませんが、施設投資、改修といったことを考えた場合、ある程度の規模を有する農家でないと対応は難しいというふうに考えています。

また、エネルギー浪費型でないものということでございますけれども、これも12月定例会の一般質問でお答えしておりますけれども、ふん尿をバイオガスプラントに運搬したときの燃料、また、消化液を返送するときの燃料、それとバイオガスプラントで発電し得られる電力、こういったものを比較しますと約10倍のエネルギーの削減効果、バイオガスプラントで発電したほうが、約10倍のエネルギーの効果がありますというお話をしております。よって、決してエネルギーの浪費型ではないというふうに考えます。

○議長（渡邊政吉君） はい、中村議員。

○15番（中村忠士君） 15年20年と、これが町の負担になっていく。おっしゃりたいのは、農家の利益にもなるよということではありますが、非常に不安定な要素、不明な要素、そういうものも多分にあるということがわかったわけです。

これについては、また個々の場面に応じて論議をしていきたいと思います。

2番目の質問に入ります。

旧交流センター郊楽苑の問題についてであります。

1点目、旧交流センター郊楽苑の契約の切りかえ等について、現在どのような状況になっているか、説明をお願いします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

株式会社郊楽苑との契約関係につきましては、今まで産業建設常任委員会及び全員協議会、そういったところでも御説明申し上げましたが、株式会社郊楽苑は、町が昨年9月25日に通知しました契約更新拒絶の通知を今般、受け入れるとの意思表示がされました。

現在、合意書を取り交わすべく協議を取り進めているところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 引き続き2番目の質問に入るのですが、4月からの営業につい

てはどのようなのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） はい、町長。

○町長（水沼 猛君） 4月からの営業ということでございますが、まず現在、合意書を取り交わすべく協議を進めているところでありますし、取り交わされるものと我々も思っておりますが、その上で町といたしましては、旧交流センターを公の施設として管理運営する方向で検討を進めておりますが、別海市街地にとりましても唯一の公衆浴場、この休止につきましては、住民サービスの低下を招くために、現在の運営者である株式会社郊楽苑に準備が整うまでの間、営業を継続していただくことで、これから協議をしていく。そういうようにしております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 時間がなくなったので、新しい情報といいますが、それは全員協議会では出ていなかった話なので、それがいつぐらいまでになるのかということについて、まだ恐らくわかっていないのだろうと思うのですが、それを含めて、郊楽苑の今後についての計画や見通しなどをお知らせいただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

株式会社郊楽苑と合意書を取り交わした後ということで、あくまで合意書が取り交わされたことが前提のお話でございますけども、4月以降の運営につきましては、指定管理を含め早急に協議を進めなければなりません、先ほど町長が言ったように、公の施設として管理運営を行う場合には、今後、設置及び管理にかかわる条例の制定ですとか、パブリックコメント、そういったものの実施が必要となると考えています。

また、指定管理者制度というものを活用する場合につきましては、指定管理者の公募等により、多くの日数が必要となってきます。

現在のところ、スケジュールを推察するに、12月ころをめどに新たな方法による管理運営を開始できるように準備を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 時間がないので次に行きます。

3番目の質問であります。

T P Pに対する取り組みについてでございます。

1点目、設置された対策本部のこれまでの取り組みや現状をお知らせ願いたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

昨年12月に設置しました別海町T P P協定対策本部は、構成員への情報提供と日々の情報を共有しております。

具体的には、庁舎内のネットワークを使いまして、北海道からの情報あるいは国からの情報、あるいは新聞報道、そういったものを添付して見るができるようにしております。また、町のホームページからは情報取得できる環境を整えまして、道のT P P関連へアクセスできるようにリンクをしております。

交渉の現状については日々動いているわけですが、本日の新聞では3月11日、あすですね、アメリカのワシントンでT P P交渉に関する実務者協議を行うということにな

り、その中で日米間の合意を阻む最大の争点となっている農産物の関税、これを集中審議すると、集中討議するということになったという報道がなされました。

このことからＴＰＰに交渉の情勢、こういったことを共有するために状況を見ながら、ＴＰＰ対策本部、そういったものも随時開催していきたいというふうに考えています。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○１５番（中村忠士君） 対策本部ですから、単に情報を流す、あるいは見られるようにするというだけでは不十分だろうと思います。

運動を起こしていくという機能を持たなければいけないというふうに思うのですね。

そういう意味で２番目の質問ですが、ＴＰＰをめぐる情勢は新たな正念場に差しかかっています。先ほど部長がおっしゃったとおりです。

最近マスコミは、ＴＰＰ問題を農業問題、関税問題に絞って報道しています。

しかし、ＴＰＰは食料安保、食の安全にかかわる全国民的問題であり、さらに公共事業、医療や保険を含め、国や地方自治体のあり方そのものを根本から変えてしまう問題があります。

農業、農家の死活にかかわる問題であると同時に、この別海町の将来を左右する全町民的課題であることを町民の皆様に知っていただき、まさにオール別海で、ＴＰＰ参加阻止に向けて取り組みを強めていかなければならないときであると考えます。

町民集会、町民大会を開くのは、まさに今だと思います。そのために、町が積極的役割を果たすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答え申し上げます。

ＴＰＰにつきましては、昨年９月の定例会でも同様の質問を受けておりますが、管内の自治体の首長と協議を行う中で、管内の一体となって行動すべきであると、そのような考えを踏まえ検討してまいります。

とりわけＴＰＰにつきましては、町内基幹産業に多大な影響を及ぼすものでありまして、政府においては、重要５品目などの聖域が確保できないと判断した場合については、脱退も辞さないものとするいたしました、さきの国会決議などを断固遵守すべきであると考えております。

今後も、可能な限り情報を収集発信し共有しながら、町民の皆様や関係団体とともに政府の対応、これを引き続きしっかりと注視をしてまいりたいと考えております。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、中村議員の質問を終わります。

ここで１０分間休憩いたします。

午前 １１時０３分 休憩

午前 １１時１３分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは、休憩前に引き続きに一般質問を再開いたします。

次に、５番西原浩議員、質問者席にお着きを願います。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○５番（西原 浩君） それでは、別海高校のコミュニティスクールの推進についてと題しまして、一般質問させていただきます。

別海高校は、コミュニティスクールに指定されています。

6年前に一般質問させていただいたときに、導入のメリットとして、1点目に地域の声が迅速かつ的確に学校運営に生かされ、保護者や地域の方々と校長や教職員が一体となって、地域に開かれ信頼される学校づくりを進めることができること。また、2点目といたしましては、地域の創意工夫を生かした特色ある学校づくりが進むことで、地域全体の活性化につながることを期待できると当時の教育長が答弁されております。

現在、別海高校は普通科3学級、酪農経営科1学級の4学級となっています。

平成26年度の出願状況は、普通科定員120名に対して85名、倍率にいたしますと0.7倍。酪農経営科においては、定員40名に対して19名で倍率0.5倍となっています。

少子化の影響で道立高校の再編や統合が加速する状況下にあって、いかにして地域の高校を守るかは地域の重要な課題の一つです。

1点目といたしまして、本年度以降の3年間の、町内中学校の卒業生の人数の動向について伺います。

○議長（渡邊政吉君） はい、教育部長。

○教育部長（藤原繁光君） 町内中学校の卒業生の状況についてお答えいたします。

本年3月に卒業を予定している中学生は161名、平成26年度卒業予定者は152名、27年度につきましては143名となっております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 今お聞きいたしましたように、人数も10名単位で減っていくということで、かなり少子化の状況があるというふうに感じます。

それで、平成19年からの卒業生、町内の卒業生が別海高校に進学する割合を見てますと大体7割、70%が進学、72%から78%という状況でした。それが、24年度から60%台になっているという状況にあります。

その年度によって違うのかもしれませんが、絶対数がだんだん減ってくる。その中で、町内の中学校の卒業生が別海高校に進学する率も減ってくるという状況になりますと、おのずと別海高校に入学する人数が減少するのかなという状況にあるのかなというふうに思っております。

そういった中で、そういう状況を少しでも食いとめる方策、政策といたしまして、括弧2点目に移りますけれども、一つの方法として、高校のバス通学生がいますけれども、そのバス利用に対する助成に対する考え方について、お聞きいたします。

現在生活バス、町内4路線あります。4路線に関しては定期購入に際して、1カ月、2カ月、3カ月、その期間に応じて割引率も変わってくるというような助成制度があります。

ただ、民間バスに関しては民間独自の料金プランということで、若干でございますけれども、生活バスと民間バスを利用する学生さんの負担に差が生じているというのが現状でございます。

このことも是正していく必要があるのかなと、そして、その負担を軽減することが別海高校に進学しやすくなるということをつくっていくのかと思いますので、今後の通学バスの支援体制についてお聞きいたします。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。。

○総務部長（竹中 仁君） お答えいたします。

別海高校の通学に利用されております民間バスですけれども、現在は別海高校に限って言うと、根室交通1社ということになっております。

この定期乗車券の料金をですね、一つのサンプルとしてですけれども、中春別市街から別海高校間の距離、この16.5キロメートル例として比較した場合ですが、町の生活バスが、1カ月定期ですと9,250円なのに対しまして、民間バスでは一番有利な平日プラン、親孝行プランとも言っているですけれども、これを利用しますと9,600円ということで、大きな差異はないのかなというふうに考えております。

しかし、3カ月定期の場合は、議員おっしゃったとおり、生活バスの割引率が民間バス会社と比べて高率なことから、生活バスでは3カ月定期で1万6,650円。これに対しまして、民間バスですと2万7,360円と6割ほどを高い金額になっております。

この2月には、別海高校の学校運営協議会からも、町の将来を支える人材育成を目的として、通学費助成にかかわる要請があったところでございますが、利用者の公平感などを考慮しつつ、保護者の負担軽減支援体制につきまして、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 今、現状について、部長の答弁お聞きいたしまして、私も別海町の運営協議会の要請内容を確認させていただきました。

そういった要望、別海高校を支える組織、そして私も中春地域のほうから、そういう支援体制をぜひ拡充してくださいという地域の声もありますので、ぜひ前向きな検討のほうをお願いしたいなと思います。

それでは、3点目に移ります。

現在、酪農経営科のヨーロッパ研修と、それから専攻科のニュージーランド研修に対して、町が渡航経費の補助を行っていますが、このことについての今後の見通しについてお聞きいたします。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（藤原繁光君） お答えいたします。

高校生の海外派遣につきましては、別海町青少年海外派遣事業実施要綱を定めまして、次代の地域指導者として期待される青少年を海外に派遣しまして、視察や体験活動、交流を通じて国際感覚を身につけ視野を広めていただくため、補助を行ってきております。

昭和51年度から始まりまして、平成24年度まで延べ250名が研修に参加しております。

研修で得られた海外の見聞は、将来の酪農を担う高校生にとって一生の財産となる貴重な実体験として認識しております。

国際化、グローバル化する世界経済の中で、将来の別海町を担っていける力強い青少年を育成するためにも、引き続き海外派遣事業に対し、補助を継続することとしております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 事業自体は続けていくというお考えなので、ぜひ継続していただきたいと思うのですけれども、現在こういう経済情勢で、自己負担部分がなかなか厳しくて参加を断念しているというケースもあると聞いております。

そういうことを踏まえまして自己負担の軽減、2分の1の補助だと思うのですが、その拡充も含めた支援策を、ぜひ検討をお願いしたいなと。

このヨーロッパ研修というのは、先ほども出ましたがバイオガスの先進地はドイツ、ヨーロッパのほうが先進地ですので、そういう施設を見たり、また、ニュージーランドは放牧酪農ですとか、そういう特色のある経営を行っておりますので、そういうことに若いときに触れるということは、非常に貴重な体験だと思います。

そういうことが広く実現できるようにお願いしたいなと思いますので、町長ひとつ、その考え方についての答弁をお願いしたいなと思います。

○議長（渡邊政吉君） はい、町長。

○町長（水沼 猛君） 高校生の皆さんが海外派遣事業、これについては、先ほども部長のほうからも答弁があったように、高校時代、これから将来に向けて大変貴重な経験になる。そして、次代を担っていく皆さんに、ぜひそういう経験をさせていただきたいという思いで、これは今後とも必要な事業として継続してまいりたいと思っております。

最近ですけれども、行き先でありますとか、また人数が減ってきたということで渡航費が高額になっているなど、いろいろな状況がありまして、なかなかその負担ができなくて行きたくても行けないという現状を我々も認識をしておりますし、そのことも含めて今後検討してまいりたい。そのように考えております。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） この件に関しましても、別海町学校運営協議会のほうからも要請があるということです。今、町長からも前向きな答弁をいただきましたので、ぜひ前向きに検討をお願いしたいなと思います。

それでは、2点目に移ります。

2点目といたしまして、学校教育の充実についてというタイトルで質問いたします。

1点目といたしまして、教育行政執行方針からお聞きいたします。

生き抜く力、質の高い学力、豊かな心、たくましい生活力アッププロジェクトを今年度から実施しますとありますが、まず、この事業はどのような取り組みを行うのか。この点についてお聞きいたします。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） ただいま御質問があった件なのですが、生き抜く力アッププロジェクト、どういう中身かという御質問でございます。

まず、平成14年度から実施されました学習指導要領では、生きる力を育むことを理念として、現在の指導要領でも継承されております。

ここで言われる生きる力というのは、確かな学力、豊かな人間性、健康体力をあわせ持つということであって、知・徳・体のバランスのとれた力とされています。

また、昨年6月に閣議決定されました教育振興基本計画におきましては、社会を生き抜く力の養成が基本的方向性の一つとして掲げられております。

生き抜く力とは、多様で変化の激しい社会で個人の自立と、さまざまな人々と協働に向けた力と定義されています。

本町の時代を担う子供たちがこの生きる力、生き抜く力を身につけられるような学校教育を目指すことを目的に、この事業を計画しております。

具体的には、全国学力学習状況調査の上位であります地域、あるいは進捗状況が著しい府県を調査対象として町内の教職員を派遣しましてですね、教育に関する取り組み内容や

体制、並びに地域の状況等を調査研究する視察研修を実施したいと考えております。

次に、その視察研修に伴いまして、報告研修会及びワークショップ等を行い、町内全教職員での情報共有をすることによりまして、本町の地域性あるいは家庭環境、生活習慣などにあった実践課題の提案ですとか、別海型の学校学習指導体制の構築を進めるというものであります。

また、国立教育研究所ですとか、教育の先進県と言われる地域の実践者等をお招きまして、教育研修会を実施することによって、教職員の教師力の向上あるいは育成を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 学力テストが始まってもう四、五年たつということで、先進地視察されるということで、ぜひ有意義な視察をしてきてほしいなと思うのですが、学力を伸ばすということで、上に引き上げる力も必要ですが、なかなか学校教育についていけない子供たち、その子供たちをどう引き上げていくかということも必要だと思うのですが、例えば補習だとかがありますけれども、そういう学び直しといいますか、そういった部分に関する取り組みについては、どのように考えておられるのか。

ちょっと、これは通告外、ちょっと範囲を広げすぎですか。答えられる範囲で、高い学力といいますか、前向きなといいますか、先進地視察、それから勉強についていけない子供たち、そういう子供たちはどういうふうにフォローしていくのか、その点についてお聞きいたします。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） お答えしたいと思います。

あくまでも学力、それから体力とかですね、人間性の向上というものも当然含めてなのですが、決して英才教育をしようとするものでなくて、基本的に基礎学力をつけていく。生きていくための本当の基礎学力ですね。これを目的にやっているのですが、やっぱり授業に、簡単に言うところについてこれない子供たちも当然おります。

そういった子供については、学び直しをもう何年もかけて盛んにやっておりますし、ティームティーチングという形で一人の先生が説明をしながら、もう一人の先生ができない子供といいますか、まだ理解ができていない子供について指導するというような、チームでやっているところもありますし、補習の部分についてもかなり盛んにやっています。

朝練、夜練ではないですが、バスが着いてから時間を割いて15分間勉強するとか、放課後に子供たちが集まってやる。あるいは夏季休業中、あるいは冬休み期間中に、そういったフォローをするための取り組み等を各学校で盛んにやっています。

これは、あくまでも基礎学力をつけていただくということが大前提でやっておりますので、そういったことを踏まえながら、もう一つは、先進地ではどういった取り組みを實際やっているのか。それから、学校と教育委員会のかかわりは、どれだけ密接な連携をとっているのかというのが非常に重要ですので、そういったことも含めて、実際に中堅どころの軸となる先生方を派遣してですね、そういったことを体験して、実際に見てもらおうということを考えてます。

その中で、それを持ち帰ってですね、別海と先進地とどう違うのかという部分を分析、研究しながら、先ほど言いましたように、別海で一番ふさわしいような学習体制といいますか、そういったものを構築しながら子供たちを育て上げていくということです。

そのためには先生方の指導力といいますか、教師力も高めていかなければなりませんの

で、そういったところを考えている状況です。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） それでは、2点目に移ります。

これは、つい最近の話なのですが、昨年12月に文部科学省は、東京オリンピックを開催する平成32年度を目標として、小学校に英語に関する教科を新設することなどを柱とした英語教育改革実施計画を発表いたしました。

グローバル化に対応するため、英語教育の充実強化が求められていますが、今後の対応についてお聞きいたします。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） お答えしたいと思います。

英語教育につきましてですが、平成23年度から実施の新学習指導要領によりまして、小学校高学年で初めて、年間35時間の外国語教育の授業が盛り込まれております。中学校におきましては、年間105時間増加しまして、年間402時間となるなどの充実強化が図られている状況です。

議員おっしゃられました英語教育改革実施計画でございますが、小学校三、四年生の部分では活動型の導入ですとか、中学校の英語授業では英語で行うことを基本とするなど、さらに進んだ内容となっております。

今後、この計画に基づいて施策が展開されると認識しております。

本町の場合ですが、本町の英語教育につきましてはグローバル化を見据えまして、小学校低学年から生の英語に触れることが重要だということから、他町に先駆けて、平成21年度に英語指導助手、ALTと言うのですが、アメリカ、イギリスから各1名の英語助手を採用しまして2名体制として、1名を小学校へ派遣し英語教育の充実を図っております。

そういった中で今後におきましても、学校現場との情報共有を十分に行いながら、実施計画による施策を今後も検討して実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） この文科省が発表した英語改革の計画なのですが、中身を見させていただくと非常に大きな改革といいますか、子供たちが英語の会話ができるようになるようなところに踏み込んでいるのが大きなところかなと、中学校、高校の授業は英語で授業を行うというような方針も出されております。

小学校においては、それを学級担任が行うというようなことも書かれておりまして、その辺も今度対応する先生方も非常に大変なのかなと思っております。発表されたばかりで、すぐこれを対応するというのは難しいと思うのですが、6年後にはこれを実施するということになっております。

先駆けて行っている自治体も全国にはありますので、6年というのはあつと言う間に来ると思いますので、準備のほどをよろしくお願ひしたいなと思っております。

それでは、3点目に移ります。

農業の振興策というタイトルで御質問いたします。町長の行政執行方針から、農業の振興策についてお聞きいたします。

配合価格の高騰を起因とした生産コストの上昇などにより、酪農経営を取り巻く環境が

ますます厳しさを増し、酪農家の減少に歯どめがかかりません。

また、委員会の所管事務調査で本町の現状として、平成25年2月から11月までの離農戸数が21戸あったとの報告がありました。

このことを踏まえ、次の2点についてお聞きいたします。

担い手確保のために酪農研修牧場の拡充も必要と考えますが、所見を伺います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

研修牧場は、酪農後継者の不足や農家戸数の減少に歯どめをかけるために、新たな農業の担い手を育成確保し、新規参入者や酪農後継者が酪農の知識、技術、経営感覚を習得、研鑽する場として、平成9年度に設立されております。

研修牧場の拡充につきましては、現状での研修生の確保からすると適正規模というふうに考えておりますが、より研修生を多く募集する上で拡充の必要性に迫られることも考えられますので、状況に応じた検討をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 今の現状の施設では6組が研修されているということで、それ以上の研修生を置くのは、作業面からいっても難しいのかなと思います。

しかしながら、26年度は4件卒業して、1件しか町内に就農できない。お聞きいたしましたところ、2件は計根別農協管内、それから1件は標津農協ということで、残念ながら町内に就農できない状況になっているということで、生乳生産も減少するし、酪農家戸数も減少するというので、例えば民間の離農跡地を利用してそういう制度をつくったり、今の牧場以外にも研修生、担い手を育てていく仕組みといたしますか、取り組みが必要なのかなと思うのですけども、そのことについて、今後の担い手を確保する取り組みについてお聞きいたします。

○議長（渡邊政吉君） はい、副町長。

○副町長（磯田俊夫君） 研修牧場の社長を拝命しておりますので、その範囲でのお話ということで御了承ください。

うちの酪農の関係で、いろいろ将来のことを御心配されて、建設的な御質問ということで承っております。

実は今、御質問受けた件については、会社の株主総会でも組合長さん方から検討してくれということで、御指示をいただいているところでございます。

特に、ことしは25戸という想像もつかないような離農戸数が出ておりますので、どこまで牧場で対処できるかということを含めて、今、検討してる最中で、なかなかいい案がまだ浮かび上がってきていないのが実情であります。

そういうことを踏まえて、可能性として考えられるのは、今、標茶のほうで農業法人をつくって取り組もうという事案も出ているようでございます。

そんなことも視野に入れながら、私どもの牧場でどこまで対処できるかということについて、何とか試案をまとめて、組合長さん方と農協のほうと協議をしていきたいというふうに思います。

それから、ことし私もびっくりしたのですけども、就農者が1戸しか町内に行かないということなのですが、今、新規就農者がやっぱり最初に大きな債務の負担を負いたくないということで、どうしても小規模のところ、なおかつ、すぐ利用できるというところを希

望しているようでございます。

その関係でいつも問題になるのが、その町外のうちの牧場は町内に就農させるのが一番の主眼であります。

ただ、道東あさひ農協は根室市にまたがっておりまして、もう一つの計根別農協は中標津にまたがっていることの中で、複雑な問題を抱えております。その辺のことについても、実は宿題としていただいております。

生産量を落とさないように、なおかつ、農家戸数の穴埋めをどうやってやるかということについて、大きな宿題として今、検討の最中でございます。

議会の皆さんにも何かいい御提案がありましたら、それをあわせて検討したいと考えておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） これを出した時点では21戸だったのですが、昨日の委員会で聞きますと、1年間で25戸が離農したということもお聞きいたしました。

残念ながら、私の地域も年明けてから2軒離農が決まりまして、地域でもだんだん仲間が減っていくことを憂慮しているというような状況でございます。

今、副町長のほうから、農協と協議しながら、いろいろな取り組みを考えているということですので、それこそ民間の活力を利用しながら、担い手対策について有効な施策を打ち出してほしいなと思います。

2点目に移ります。

2点目といたしましては、今、このような状況を踏まえてということで質問いたします。

畜産環境に関する条例が本定例会で提案されました。条例施行によって、本町の農業をどのように発展させていくのか、町長のお考えをお聞きいたします。

また、条例施行に伴って新たな投資も必要になってきますが、それに対する支援策等についての所見を伺います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

まず、本町の農業でございますが、家畜ふん尿による環境負荷の増大、また、たび重なり発生をした家畜ふん尿などの河川流出事故など、酪農畜産業に起因した環境問題がクローズアップされております。今後における農業と漁業の持続的な発展を目指す本町にとって、これが大きな支障にもなっているところであります。

このような状況を踏まえまして、本条例の施行を契機として、農業者一人一人が環境に一段と配慮した農業を実践することで、環境に優しい持続可能な農業の発展と、安全安心な農畜産物のさらなる販路拡大にもつながるものと考えております。

本町は日本一の酪農の町として、生乳生産ばかりでなく、同時に環境に対しても責任を持つことが求められておりまして、ほかに先駆けてこうした取り組みを行っていくことの意義は、我々も大変大きいものと考えております。

また、条例施行に伴う新たな投資に対する支援策についてでございますが、平成11年に家畜排せつ物法が成立をいたしまして、堆肥舎など施設設備の管理基準にかかわる部分については、5年の猶予期間を経て施行されたところであります。

現在、本町農業者においては、全戸、法に基づいた施設整備がされている状況にあります。しかしながら、農業者によっては、その後の増頭などによりまして、家畜排せつ物管

理施設の容量に不足が生じていたり、畜舎などから排出される洗浄水など、いわゆる雑排水の処理設備については、依然、未整備のところもあるのが実態でございます。

この条例による規制につきましては、関連法令の規制の範疇を逸脱するものではありません。かかる負担は、農業者が負うべきものと考えているところでございますが、条例にうたっております規制基準を遵守するために、新たな投資が必要となる場合もあります。

本条例案におきましては、農業者の負担を軽減するため、必要に応じ適正な助成など支援措置を講ずることといたしております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 私も基本的な考え方、また、その理念はすばらしいものだと思うのですが、しかしながら実際のところ、乳価に関しては、全道プール乳価の体制にあるといった中で、環境に配慮してすばらしい酪農をすることが、経済的な費用対効果といえますか、そういうものが感じられないと、なかなか流動されないというか、インセンティブ得られないと。そういった状況を防ぐためには、やっぱり町独自の支援策が必要なのではないかなと思います。

特に、全体的な考え方はわかるのですが、町長にとっては2期、26年度が最終年ということで、やっぱりその思いを、町長がこの条例をかける思いを具体的な政策としてアピールしてほしいなど。それが農業者の人がそれに関して理解しやすいといえますか、町の考え方というものを受け入れやすくなるのかなと、それによって受け入れやすくなるのかなと思うのですが、その辺、町長の今、大体考え方わかったのですが、これだといえますか、目玉といえますか、そういう支援策、平成26年度は特にこうしていくんだと。3年間猶予があるということなので、特にこういうことを充実させてほしいという考えをお聞きいたします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） まず、これは酪農、農業政策含めて、基盤をしっかりとつくっていくことは当然のことです。

その基盤の一つとして、この家畜排せつ物を適正に処理をしていくという法律もございますし、そのことをやるのが、私の今やるべき基盤整備の大きな柱の一つである。そのようにも考えているところであります、今回そういうことで条例の制定をいたした次第であります。

いずれにいたしましても、この条例にもありますように農業者の負担を軽減するため、必要に応じ適正な助成など支援措置を講じていくということにしておりますので、今現在につきましては、例えば、今年度26年度予算においても、家畜ふん尿貯留施設整備費の補助でありますとか、また、中山間事業においても継続的に、雑排水についての処理などの補助についても、その制度の中に盛り込んでありますし、それらの今ある補助事業、それから26年度に予定されている事業を、さらにそのことについて必要があるというものについては、今後それぞれ私ども農協の皆さんともども検討してまいりたい。そのように考えております。

いずれにしても、3年間の間にこれが達成されるように、もちろん農家の皆さんの御理解、御協力、それをいただくことが大前提だと思っておりますので、町もしっかりと支援をしていきたいと思っておりますし、いずれにしても、先ほども言いましたように、今まさにT P P含めて、農業、国の政策もどういうふうに変っていくのか、我々も非常に注

視をしているところであります。

いずれにしても、このＴＰＰを抜きましても、やはり日本の農業、グローバル化、国際化といいますか、やはり日本のすばらしい安心安全な食料、おいしい食料、これをやっぱり世界に向けて売っていく。そういう時代が訪れているのだろうと思います。

それに対応するためにも、そして持続的に日本の農業、そして我々の農業、漁業が発展していくために、このことについては、ぜひともやらなければならないことだと、そういう決意のもとに今回、確かに当事者の酪農家の皆さんには大変厳しい面もあると思いますが、ぜひ我々と一緒になって乗り切っていただきたい。乗り越えていただきたい。将来のために乗り切っていこう。そういう思いで今回の提案をさせていただきましたし、それに対する支援措置もしていく所存であります。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○５番（西原 浩君） この条例に関しては、非常に農業者が戸惑っているというか、まだ理解不足といいますか、農業者に対する説明は、まだ年明けてから１回しかないということがありまして、いろいろ問い合わせがあります。

それで、今定例会でもかなり議論されて、この目的ですとか、条例に対する思いというのは、議論が、この中では深まってきた。この中でといいますか、議会の中では深まってきた部分があるのですけれども、これをやっぱり広く説明していく、丁寧に説明してことが大切ではないかなと思います。

そういうことをぜひ、進めていただきたいということが１点と、それから条例で農業者も事業者ですから、やはり守らなければならない、クリアして生産活動しなければならないというのは当然なのですけれども、それをすることによって、別海町全体のブランドの価値が上がるよとか、そういう発展につなげるような取り組みを、町のほうにはぜひしてほしいなど。

例えば、今、明治、森永、雪印という大手の工場が別海町にあります。乳製品工場であるといった中で、別海のこの環境に配慮した牛乳、摩周の水からそれを利用した牛が飲んで、環境に配慮していく中でできた牛乳はすばらしいのだよと、そういうようなところをアピールできるような、そういう取り組みを農業者もいたしますけれども、町のほうもそういうようなアピールをどんどんしていってほしいなと思います。

こういう取り組みに関して、町長のほうから一言お願いいたします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） もちろんですね、今別海の牛乳、乳製品については、酪農工場が率先してＰＲに努めているところです。

残念ながら、大手３社については一部１社が、別海の工場ということをラベルに表示をして、チーズを販売していただいているところが１社あるのですが、量的にも少ないということで、なかなかその辺のＰＲについては、まだまだだと思っておりますが、いずれにしても、その製品の原料を供給する、そういう会社、工場が多いわけですので、そういう状況になっているということでもあります。

それらも含めてですね、酪農工場含めて今後ともですね、しっかりそういうブランド化目指して、さらなるブランド化についてですね、努力をしていかなければならないと思っております。

いずれにしても、そういう中で、やはり我々もそういうメーカーも、酪農工場もそうですけれども、我々が別海のことを自信を持って、安心安全、おいしい、すばらしい環境の

中で生産したものですよということを胸を張ってPRできる。そして、消費者の皆さんがそれをしっかり認めてくれる。現地を訪れて、その状況を見て納得して、別海の産物を買って食べていただける。そういうことに、いかに早く我々が努力をし到達をするか。そのことが一番大事だと思っております。やはり消費者の目線、今は現地に来て、その工場を見て、あるいは産地を見て買う。そういうことが主流になってきているということ、その事実もありますので、ぜひそういう状況に早く、厳しいかもしれませんが、それをしっかりそういう基盤をつくっていく。そういうことをやはり農業者や漁業者はもちろん、全町民挙げてですね、そういう状況をしっかりつくっていくことに努力をしていく。

そういう意味において、この環境条例二つについては大変重要な、そして今やらなければならないという判断のもとに、制定をさせていただいたということでございます。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 別海町は47万トンの牛乳があるけども、残念ながらほぼ原料乳地帯ということで、町長がおっしゃったように製品までなかなかないというのが現状でございます。

ただ、今こういう条例をつくって、これから別海のブランドが確立できるような取り組みを農家も行いますけども、町、行政のほうもそういう政策的な展開をお願いしたいなと思います。

そういうことで、きょうの質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、西原浩議員の一般質問を終了いたします。

ここで1時まで休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 0時57分 再開

○議長（渡邊政吉君） 午前中に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、1番木嶋議員、質問者席にお着きを願います。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○1番（木嶋悦寛君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

きょうは質問一つだけなのですが、ごみ処理と循環型社会の形成について質問させていただきます。

町長は、平成26年度行政執行方針の中で、ごみ処理と循環型社会の形成について、これまでの3R、リデュース、リユース、リサイクルに加えて、リフューズ、レジ袋や過剰包装の拒絶を新たにうたいました。ごみは資源でもあり、再資源化や再利用により、ごみ全体の量を抑制することができますが、ルールが厳格で一般家庭での分別は十分でない事態があると感じています。

そこで、次の3点について質問いたします。

1番目です。

昨年までの3Rに対して、町は積極的に取り組まれてきたと思います。リサイクルについては、イメージしやすく内容も理解できますが、リデュースとリユースについての具体的な取り組みと成果について、お知らせください。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） それでは、私のほうからお答えいたします。

まず、リデュースについてですが、分別を徹底することや、詰めかえ商品を利用して、ごみそのものの全体量を減らすための運動であります。

リユースとは、まだ使えるものをできるだけ大切にしてお使いいただき、無駄な買い換えは控え、資源の無駄にならないよう最後まで有効活用するという運動でございます。

いずれも各家庭において実践できる取り組みとして、昨年8月から新たにごみの減量化、分別リサイクルの徹底を図るため、別海町ごみの減量化大作戦と銘打って、町広報紙を利用し、これまで5回にわたって、これらについての情報を発信し啓発をしております。

平成24年度と平成25年度における1月末現在の缶、雑誌、新聞、段ボールなどの資源化率を比較してみますと、平成24年度が960トン、平成25年度が1,051トンと実績で91トンほど増加をしている状況にあります。

このことから少しずつではありますが、町民一人一人がしっかりと分別を行うなど、一定の成果があらわれているというふうに判断をしているところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） それでは、町のほうとしては行政として、今までの啓発活動が実際に功を奏しているということで、これからも同じような形で啓発活動をやっていくということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） ただいまの1番目の質問の中での、いわゆる3Rにつきましては、そんなことで今までの取り組みをさらに強化をしてみたいというふうに思っておりますけれども、いずれにしても、最終的に減量化のことで問題になりますのは、生ごみなのかなというふうに考えております。

これらにつきましては、今後、今の広域ごみ処理場に持ち込んでの焼却という方法が、本当にこのままでいいのかという問題も含めまして、このことについては、長期的な課題になりますけれども検討していかなければならない。そういう課題だなというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） はい、木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 今、生ごみという話が出たのですが、それについて方向といいますか、再資源化というか、堆肥化ですとか、いろいろな方策があると思うのですが、行政として今、考えられていることを、ちょっとお聞かせいただけたらと思います。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） ただいまも答弁の中で申し上げましたけれども、リサイクル法ができた当時は、生ごみの減量化というのに対して一定程度のいろいろな取り組み、コンポストに対しての助成などを行ってきたわけですが、その後、年数がちょっと経過しまして、現在のところ、それぞれの町民の皆さんの対応に任せているというのが実情でございますけれども、処理施設等につきましては、やはり相当規模の事業費が必要になるということもあります。

ただ最近、いろいろな形のバイオマスを活用した再資源化といいますか、そういうものもいろいろな動きが出ている状況にありますので、現時点で具体的な取り組みというのは、まだ方向づけはされていませんけれども、そういういろいろな動きを見ながら、町としても生ごみの減量化には何とか取り組んでまいりたいという思いで今、検討をしているとこ

ろでございます。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 今、福祉部長おっしゃるように、民間でもさまざまな取り組みがなされてきて、肥料化などに取り組んでいる事業者もふえてきています。そういうことをよく見据えた中でしっかりとごみの減量化、特に生ごみは問題になっていると思いますので進めていただきたいなと思います。

2番目です。

今年度新たに四つ目のR、リフューズは、レジ袋や過剰包装を拒絶するということだと思います。

しかし、既に小売店などはレジ袋有料化したり、質を落としたりして対応しているところでもあります。また、過剰包装にしても、流通段階での商品の損傷を抑えるための最低限の包装にするよう、こちらもメーカーや小売店が努力しているところでもあります。

自治体としてリフューズを加えた意図をお聞かせください。また、レジ袋は廃油を使っているのもともとリサイクル品であり、環境考えた場合にはレジ袋を使ったほうがよいということも言われております。レジ袋を拒絶することを選択する際にどのような検証がなされたか、お聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） ただいまのレジ袋につきましてですが、レジ袋は耐水性があることから、生ごみ等を出すときの内袋として利用されることが非常に多いと。最終的には、生ごみと一緒に燃えるごみとして出されているというのが実情かなというふうに理解をしております。

ただいま木嶋議員からもありましたように、エコバッグの活用などにつきましては、かなり取り組みがなされているということは理解しておりますけれども、実際に、町内の状況をサンプルをとって検証してみたところ、実に90%ほどが、生ごみ等の内袋としてレジ袋が利用されている状況にありました。

リフューズを加えた意図としましては、レジ袋に限らず、結果的にごみとなるものを断れるのであれば、断ることによって少しでもごみの量を減らしていこうということでございます。

これらの小さいことの積み重ねこそが、ごみの減量化につながるというふうに考えておりまして、新たに四つ目のR、リフューズを加えさせていただいたということでございます。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 私も専門家ではないので詳しいことはわからないのですが、レジ袋の原料となるナフサですとか、そういうものというのは、実際の石油製品の中で燃料としてというよりも、そうしたプラスチック製品などに使われているということで、ある意味そういうものに使われなければ、逆に廃棄物になってしまうことも考えられるということが一節として言われております。

その処理費のほうがかかるということで、その中である程度レジ袋というのを拒絶というか、エコバッグも利用しながら、そういうレジ袋も抑制しながらということなのですが、実際に生ごみの内袋に使われるという意味では、逆に生ごみの水分が出ないようにという配慮だと思うのですね。

実際に燃えるごみの袋も、そんなに強い袋ではないですから、時々水が漏れてきたりだ

とか、破れたりだとかということもあるので、逆にそういう内袋を利用してやることによって、ごみ置き場の環境を守ったりということは有効ではあるような気もするのです。

ですから、そういうこともあわせ考えて、必ずしもレジ袋が悪者であるということではないような気もするのですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） 今、廃油を使用したレジ袋についてということですが、廃油につきましてはレジ袋に限らず、さまざまなもの、例えば補助燃料であるとか、潤滑油ですとか、石けんなど、そのようなものに再利用されているということでございます。

レジ袋をつくるためのエネルギーが結果的に必要になるわけで、最終的にそのレジ袋がごみとなることによって生じる焼却するためのエネルギーですとか、そんなもの考えたときに、再利用されたとしても環境には決してよいとは言えないのではないかというのが、私どもの考えでございます。

レジ袋の問題点については、そのほかに自然環境への悪影響ということで、レジ袋は御存じのとおり軽いので飛散しやすいこと、自然状態では分解されないというようなこともありまして、散乱ごみとなって環境に悪影響を与えるのではないかと。

また、リサイクルの妨げになるのではないかとということで、レジ袋は口が結んでであると中身が見えない。そういうケースがあります。したがって、一つ一つ破いて中身を確認しなければ、分別作業の妨げになるということもあります。異物を混入して捨てられやすいというようなことも心配されまして、分別やリサイクルの妨げにもなっているというふうに思います。

また、今、木嶋議員も言われましたように、生ごみの水きりが徹底されないということですね。レジ袋を安易に使うことによって、生ごみの水分が残ったままごみとしては持ち込まれる。そのことによって、ごみの重量も増しますし、焼却場の焼却の効率も悪くなって、結果的に焼却燃料エネルギーも多く必要となるというようなことが考えられます。

ただ、やはり生ごみの内袋としては、レジ袋がないとすれば、かわって何を使われることになるのかなと。

結果としては、やはり生ごみの適正な処理、あるいは生ごみの減量化に向けて、根本的な取り組みをしていく必要があるなということでは考え方は同じかというふうに思います。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） そうですね。生ごみ、多分これから一番真剣に取り組まなければいけないことなのだとことを確認できましたので、次の質問に行きます。

プラスチック容器リサイクルについては、町はこれまでも担当者の努力によって、しっかりと分別の啓発活動を行ってこられましたが、依然、リサイクルの全体像が不透明であり、リサイクルに取り組むことにより、自分たちがどのような利益を得るのかということが明確になってこなかったように考えます。

プラスチック容器リサイクル法では、リサイクルに取り組んでいる市町村に対し、資金拠出制度がありますが、別海町はきれいに分別しているということから多額の拠出金を受けているはずで。

こうしたことをもっと積極的に町民の皆さんにお知らせし、何らかの形で還元したりするのがよいのではないのでしょうか。また、自分たちがリサイクルした原料からつくられた

製品を紹介したりして、リサイクルの全体像を明らかにしたり、産業祭のテーマをエコにしたり、町を挙げて取り組んでいる姿勢を皆さんに感じていただく努力が必要であると思います。

町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） はい、町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

本町の場合ですが、プラスチックにつきましては、毎年130トンほどが資源ごみとして収集をされまして、最終的にはコークス炉化学原料として再利用されております。

プラスチック、ペットボトルなどにつきましては、再商品化するための費用の一部を町が負担することになっております。きれいに分別されている場合は、再商品化費用の低減に貢献していると判断されまして、再商品化に実際にかかった費用と、あらかじめ想定されていた額と比較をして、下回った差額分の2分の1に相当する金額が再商品化合理化拠出金として、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会、ここから町に交付される仕組みになっております。平成24年度につきましては、33万7,000円が町に拠出をされております。

今後につきましては、このような情報を積極的に発信をしまして、ごみの減量化、分別、リサイクルの徹底について、より一層推進していきますとともに、リサイクルの全体像を明らかにするための取り組みとして、学校などへの出前講座、施設見学の受け入れ、広報紙などを利用したリサイクル製品の紹介などを積極的に行ってまいりたい。そのように考えております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） やはり自分たちが一生懸命リサイクルをやっている。中には、分別が不十分な方もいらっしゃるかもしれないですし、リサイクルセンターのほうで今、柏の実学園の人たちが一生懸命きれいに分別もしてくれているということで、かなり別海町の評価は高いということを聞いております。

しかし、やっぱりそうした流れ全体が、自分たちがこうしたからこうなっているのだということが、ちょっとわかりにくいのかなと。

一つ例に挙げますと、今は行われていますけれども、当時、缶のリングプルを集めると車いすになるという取り組みがあって、今でも引き続き行われています。

これは缶の公害、いわゆるリングプルをポイポイ捨ててしまうものですから、それを防止するために、阻止するためにつくられた制度なので、当事者の人たちがつくった制度なんですけど、非常にわかりやすいですね。これを集めるとこうなるというね。そうした自分がリサイクルすることによって、本当に世の中、環境のためになっているのだとか、そういうことを実際に感じられるような取り組みが必要ではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 今、いろいろな例も含めてお話いただきました。大変大事なことだろうと思います。

やはり町民一人一人が、小さな事でもそれをすることによって、ごみの減量につながるとか、それがいろいろな社会福祉活動にもつながっていく。いろいろなことに成果が出てくる中で、そういうごみの減量化、リサイクルをしようという再資源化、そういう気持ち全体の流れになっていくのだらうと思っています。

いずれにしても、今いろいろな団体、それから学校でありますとか、新聞を集めたり、雑誌を集めたり、またアルミ缶だとか、いろいろなものを集めて、またそれを寄付する。いろいろなものを集めて、それを現金にしていろいろなものに使うなどの取り組みが、今行われておりますので、そういう流れを我々もしっかりとらえて大事にして、なお一層町民の皆さんに広がっていく、そういう中で先ほども答弁のありましたような生ごみだとか、やはりごみの減量化、それからごみをリサイクルして使う。そういうことに町民の皆さん一人一人がそういう気持ちを持っていただけるような流れにしていきたいなど、そんな思いで取り組んでいきたいと思えます。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 分別をするようになってから年数がたっていると思うのですが、まだまだ、一人一人が自分たちの意思で、進んでそういうことを行っているという段階までには至っていないのかなという感じがしています。

ですから、今、先ほどの取り組みもそうですし、町長の答弁にもありましたように、一人一人がやはり進んで分別に臨めるような政策、一緒に歩んで行くようなごみの政策を、これからしっかりと取り組んでほしいなというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、木嶋議員の一般質問を終了いたします。

次に、9番瀧川榮子議員、質問者席にお着きを願います。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○9番（瀧川榮子君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

まず1点目として、国民健康保険税についてです。

国民皆保険は日常生活に定着しています。農業、水産業を基幹産業とする別海町では、約半数の住民が国民健康保険に加入しています。安心して医療を受けられるシステムは、住民にとって大変重要であり関心も深いものです。

特に、国民健康保険税額がどの程度になり、自分たちの生活の負担になるか重大な関心時であり、加入者にとっては大きな問題の一つとなっています。

そこで、4点についてお聞きします。

1点目として、現在、国民健康保険税額は中高所得者にとっても、これ以上の負担は厳しい状況にあると考えています。家族数が多くなれば、なお一層その状況は深刻なものとなります。

別海町の国民健康保険運営協議会では、現在の税額に対してどのような考えを示されているのか、お聞きします。

○議長（渡邊政吉君） はい、福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） 私のほうからお答えさせていただきます。

町は国民健康保険法の規定に基づきまして、別海町国民健康保険運営協議会を設置して、予算や事業計画、保険税の賦課方法等に関する事項について諮問をし、審議をいただいております。

平成25年度の補正予算第2号、及び平成26年度の当初予算につきましても、国保運営の現状と問題点等を説明し、諮問した原案のとおり答申をいただいたところでございます。

平成23年度の限度額改正以来、税率改正を行っていませんが、これまでの運営協議会の議論の中で、被保険者代表の委員の皆さんからは、中間層の負担増につながる税率改正

については町民にとって大変厳しいと、そのような意見が出されている現状にあります。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 中間層の負担が厳しいということは、本当にそのとおりだと思います。

低所得者層の方と高額所得の方の補助金額というのは、かなり大きなものがありますけれども、中間層は全くそういったものがないに等しいということから、中間層に目を向けてくださっているというのは大切なことだと考えています。

国保税に対して、国の今後の動きを見ていくということの中で、広域化ということも言われてきているのですけれども、この協議会の中では、この広域化のことについてなど話し合われたりしたことはあるのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） 保険者の広域化のことについて、この運営協議会でどのような議論、あるいは説明が持たれているかという御質問かと思えます。

2月20日に、先ほど言いました補正予算のこと、それから26年度当初予算の説明の中でも、そういう市町村国保を取り巻く状況については説明をしております。

現在、昨年12月5日ですが、社会保障制度改革の全体像や進め方を示した、いわゆるプログラム法案と言われているものが国会で成立したと。現在は、この法律に基づいて保険料の賦課及び徴収については、市町村の役割が積極的に果たせるようにと。

また、都道府県と市町村において、適切に役割分担をすることが必要だということで、これらの措置については、平成29年度までに順次結論を出していくということになっておりまして、現在、市町村あるいは都道府県、国の事務レベルで協議が始まったという状況にあります。

この現状につきましては、運営協議会の中でも説明をさせていただいたと、そういうところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 広域化についても話し合われているということなのですがけれども、この2点目として、国保税について今のところ限度額の改正は行われていないということで、ここ何年か来ているのですけれども、来年度に向けて、町として国保税について、どんな考え方を持っておられるか。

この検討協議会の中では、中間層のことが重要視されているということなのですがけれども、来年度に向けた現在の考え方というのをお聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） お答えいたします。

来年度に向けた考え方をということでございますが、現在、本定例会に提出をさせていただいております平成26年度の予算案につきましては、現在、確定申告期間中のため骨格予算となっているところでございます。

なお、各税収に大きく影響いたします本町の基幹産業取り巻く状況につきましては、御承知のとおり、漁業では、秋サケ、ホタテなど前年の漁獲量を大きく上回る結果となりました。また、農業におきましては、天候不順に加えて輸入飼料価格の高騰や、燃料費あるいは電気代の高どまりが影響しているため、その所得も下方修正しなければならない状況になっております。

現時点ではこういったことから、平成26年度の国保税をほぼ前年並みと見込んでおります。

しかし、今、議員がおっしゃいましたとおり、平成26年度は国保にかかわる税制改正が予定されております。

一つはおっしゃられたとおり、平成23年度以来3年ぶりに限度額の引き上げが予定されておまして、後期高齢者支援金及び介護納付金にかかわる限度額が、それぞれ2万円ずつ引き上げを予定されており、医療分を含めた限度額の総額といたしましては、現行の77万円から81万円に増額が予定されております。

もう1点は、低所得者層にかかわる保険税軽減対象世帯の拡充も予定されております。

これらの国の制度改正に関する部分につきましては、町は保険者として対応せざるを得ないと、こういうふうに考えますが、今後、国民健康保険運営協議会で審議をいただいた結果に基づきまして、次回の定例議会に提案することをしてございます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 今の限度額を77万から81万円に引き上げるということなのですけれども、所得に応じたさらなる段階を求めて、高額所得者の方への負担が増大していくのだと思うのですけれども、今のこの所得段階をもっと細かく分けていくのか、それとも今のままでいくのか、その辺のところはどのようになっていますか。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） ただいまの御質問ですけれども、現行制度で、所得の段階を細かく分けていくということではございませんで、限度額の引き上げにつきましては、これは社会保障法のあり方として、社会保障制度改革国民会議で世代内の公平性も重要であることから、負担能力に応じて負担する仕組みを取り入れるべきだという考えのもと、相当程度の高額所得者であっても保険料の賦課限度額しか負担しない。この仕組みを改めるという考え方のもとに、現行の限度額を、この二つの後期高齢者分と介護支援分につきまして引き上げるということでございます。

また、もう一つの低所得者層に対する軽減措置でございますが、こちらにつきましては、現行の5割軽減と2割軽減につきまして、おのこの軽減対象基準額、これを引き上げるといふふうに今、検討が予定されております。

具体的な数字をサンプルとして申しますと、3人世帯をモデルとして考えた場合、2割軽減の場合は、1人当たりの軽減対象基準額を10万円ずつ引き上げると。

ですから、このモデルの3人世帯で言いますと、現在138万円が2割軽減の限度額となっているものですが、この改正が予定どおりにされますと、168万円の所得の方までが2割軽減に該当するようになります。

もう一つ、5割軽減につきましては、同じくこれも3人モデル世帯で申しますと、これまで基準額に加えられていなかった世帯主分が基準額に加わるということで24万5,000円、この基準額が引き上げられることによりまして、現行で82万円までの所得の方が5割軽減を受けられておりましたが、この後は106万5,000円までの方が5割軽減の対象になるという内容でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 低所得者の方にとっては、1人について10万円ずつ引き上げら

れるということで、かなり楽な保険税になるのではないかと思いますのですけれども、ぜひ、私今、パソコンで打ち込んでいるのですけれども、国保税の国という打ち込んだときに、国という字ではなくて、酷いという字が出てきました。こういうとらえ方も、もしかすれば国保税にはあるのだなということです。

ぜひ、さまざまな段階の人をよく見ていただいて、酷いほうの国保税にならないようなことを、決まっていることなのですけれども、努めていきたいということです。

国保税をできるだけ上げなくて済むようにということの中で、町として国保税を上げなくて済むような方向にするために、町として予防的な取り組みとか、それから健診の重要性とか、そうしたものも国保に加入している方にきちんと知らせていくということも、必要なかなと思うのですけれども、その点の国保税への来年度に向けた国保税の考え方についての中での、住民への啓発みたいなことについては、何か毎年、力を入れてやっておられるとは思っているのですけれども、何か考えがありますでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） はい、福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） 国保を運営していく上での医療費の削減ですとか、そういうことというのは大変重要な課題だというふうに認識しております。

まず一つには、特定健診をしっかりと町民の皆さんに受診していただきたいというのがあります。

特定健診も制度ができて5年以上経過しましたがけども、全道・全国的に見て、別海町の受診率が悪いということではないのですが、随分、実績としては落ちてきているという状況があります。

その辺をまず、しっかり取り組んでいきたいと思うのですが、その受診率を上げるためにはどんなことをしたらいいかということで、26年度は、具体的に未受診者への家庭訪問をもう少し強力に実施したいということ、あるいは未受診者への電話での状況確認、受診の勧奨を積極的に展開したいと。

あとは、レセプト検索によって、特定健診を受けていない方々は、どのような受診等をしているのかというようなことも調べて分析していきたいなというふうに思っております。

大きくは、個々の皆さんの取り組みに対する、それぞれ考え方に委ねる部分がどうしても大きいのですが、何とか職員等が間に入って、そういう意識づけの機会を多くつくっていききたいというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 三つ目に入ります。

国保制度は加入者負担を抑え、安心して医療が受けられる体制であるべきと考えます。しかし、税負担が厳しいことなどから、正規の保険証を持たない人もふえています。

別海町では、財政調整基金が順調に積み増しされています。多くの住民の命を守るという観点からも基金を有効活用し、保険税を引き下げることが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 既に御存じのことと思いますが、国保制度につきましては、市町村が実施主体の事業であります。

保険税と国庫負担金などの公費をもって運営することが原則でございますが、収支の不均衡、高齢化、人口減による被保険者の減少など、構造的な問題が存在していることも事

実でございます。

町といたしましては国保制度を守り、町民の皆さんが安心して医療を受けられる体制を維持することが何よりも重要と考え、政策的な見地から、国保会計の赤字分を、一般会計からの基準外繰り入れによりまして解消する対応を講じてきているところでございます。

財政調整基金につきましては、収入の調整を行ったり、急激な税の落ち込みによる財源の不足や、災害などに備えるための積み立てているものでございますので、国保税の引き下げのためにこの基金を活用する、そのような予定は現在ございません。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） そのような予定はございませんということで、余裕があるときに積み立てて、不足財源を取り崩すことができるための財政の基金であるということは、再度調べましてわかりましたが、平成19年からつい最近までの財政調整基金の増額を見ますと、6年間で16億8,720万円という金額が積み増しされています。

やはり有効に活用していく、緊急のときにといいこともありますが、この町民の半分以上が加入している国保に、こうした財源も政策的に使われていくということも、一つの手段となるとときがあるのではないかと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

国保のほうは国保の基金がなくなったに等しいですね。基金繰入金というのは平成17年にはゼロ円になって、この中から基金を出していく、国保の税を軽減するための基金というのは全くなくなっています。

ぜひ、さまざまな点から、この財政調整基金とか、減債基金とか、特定の目的のための基金とか、町は本当に順調に積み増ししているもので、有効に活用していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） もう一度、町長。

○町長（水沼 猛君） 議員おっしゃるとおり平成17年度からですか、国保財政についての基金はなくなっている状況にございます。

もちろん町の財政調整基金、先ほども言いましたように、さまざまなことにこれから将来的にも対応できるようにするために、さらには、これから将来の皆さんのための持続可能な財政構造をしっかりとつくっていく。そのことも大事なことであるということで、最低限といいますか、この程度の財政調整基金があれば、いろいろなことに対応できる。

その辺を目標に積み立てをできるだけ、それぞれ町民の皆さんに我慢していただきながら、協力をいただきながら、今そういうような財政構造の確立に向けて取り組んできているところであります。先ほども言いましたように急激な税の落ち込みがあったとき、さらには災害などがあったときに急な所要の費用がかかる。そのようなことを想定しながら、財政調整基金というのは、やはり適正な額というものが必要であるという思いで積み立てをして、現在至っているということでございますので、過剰な積み立てをしているということではないと思っております。

いずれにしても、国保税につきましては、先ほども言いましたように市町村保険税と国庫負担金、これをもって運営しているということでございますので、今後、国保税も先ほども言いましたように広域化でありますとか、いろいろな国の社会保障制度改革の中で取り組まれていくというものであると思っております。

そういうことを我々も十分注視をしながら、国保会計いわゆる国民健康保険、この制度自体は、これからはしっかりと堅持していける。そういう中で今後、市町村としても、こ

の方針で対応していきたい。そのように考えております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 町の財政調整基金は割合ゆとりを持っていて、標準財政規模のいたい1割が積み立てられていれば、まずまずいいのではないかというような基準があるようですので、それからは大きく積み増しされた基金であるということをです。ぜひ有効に活用していただきたいということを申し上げて、次の質問に移ります。

米海兵隊移転訓練についてです。

ことしも早々に、矢臼別演習場における米海兵隊移転訓練の日程が知らされました。

2010年と2012年には、訓練による山火事が発生しました。さらに、昨年は米海兵隊員の砲操作時の人為的ミスと発表された、演習場外への155ミリりゅう弾砲の誤着弾事故が起きました。

事故後四日目には、道を初め地元4町の声、そして住民の不安、不信を無視し、一方的に訓練が再開されました。

そうした中、ことしは訓練できないのではないかと考える地元の予想を覆し、訓練を実施するというものです。地元感情を無視した挑戦とも受け取れるものです。

一つ目として、訓練は回数を重ねているにもかかわらず事故が頻発するようになり、どの事故後も早期に訓練が再開され、住民の命が脅かされています。

この状況をどのように考えておられるか、お聞きます。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

まず、米海兵隊によります沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散実施につきましては、沖縄の負担軽減という観点から、平成9年以来、全国5カ所において地域の理解と信頼関係のもとで実施をされてきているものでございます。

昨年6月11日、この演習場外への着弾事故、これにつきましては、これまでの長年にわたって築かれてきた地元自治体や住民との信頼関係、これを大きく揺るがすものでありまして、極めて遺憾であると受けとめております。

よって、6月19日、矢臼別演習場関係機関連絡会議、これを構成する4町、別海、厚岸、浜中、標茶ですが、これと北海道により行った防衛大臣に対する緊急要請の際も、極めて重大な事故であったことを国及び米軍が改めて強く認識し、地域の安全が確保されるよう国の責任において万全の措置を講ずること、これを強く求めたところであります。

その後、4町及び道と北海道防衛局とで継続して行ってきた協議によりまして、場外着弾事故に関する課題の今後の取り組みの方向性、これに関して認識が一定程度一致したことを確認いたしておりますが、来年度以降、訓練が実施される際には、4町及び道は改めて矢臼別演習場関係機関連絡会議を開催をして、この確認事項も踏まえて、北海道防衛局に対し必要な要請を実施することといたしております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 要請されるということです。それは大切なことですので、ぜひしていただきたいと思うのですけれども、昨年の6月に起こった事故で、町長は米海兵隊が役場に説明にこられたときに、その説明というのは専門的なものであり、納得、理解できる説明がされなかったということ言われています。

その後、事故のことについて、町に対して、また各近隣の4町、別海町も含めてですけれども納得のできる、理解のできる説明は再度十分になされたのかどうか、お聞きしま

す。

○議長（渡邊政吉君） はい、町長。

○町長（水沼 猛君） どういうふうにして誤着弾が起きたのかということについては、その原因については我々もわかりますが、ただ、先ほど言ったように非常に重大、かつ極めて遺憾な事案であることを申し上げましたが、どうしてそのようなことが発生をしたのかについては、まだまだ我々としては当然、どうしてこういう事故を起こしてしまったのかという原因はわかっても、どうしてそんなことが起きたのだろうということについては、まだまだ不十分なところがあるということで今日まで協議を続けてきておりますし、その確認事項について、さらに今後のことについても、そのことについては新たにまた確認をしながら協議をしていくということでございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 不十分ということで要請していくということなのですが、まず万全を期しているということで、米海兵隊は説明をしていました。その後にこういう事故が起きたということで、一步間違えば住民の命にかかわるということです。

近隣の農家も不信感が一層募っているということも、本当に大きな声となっていると思いますので、ぜひ、なぜそういうことが起こったのか、それが解決されなければ、次の事故につながるということも考えられますので、その点についてはきちんと説明を求め続けていく必要があると考えます。

二つ目ですけれども、去年の誤着弾事件では重大な事故であるにもかかわらず、町への事故連絡が大きくおくれるなど、情報提供がますます少なくなる状況にあると考えます。

十分な情報提供に関して、北海道防衛局への働きかけなど、どのようになされているかお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 先ほどの答弁とも重なるところがあると思いますが、まず事故発生後、4町及び道と北海道防衛局とで継続して行ってきた協議、要請によりまして、北海道防衛局からは速やかな情報提供策として、訓練の際、関係自治体との連絡調整に当たる専従職員を現地に配置することや、4町及び道と国との情報共有や連携のため、矢臼別演習場関係機関連絡会議幹事会への参加などの回答を得ているところでございます。

今後においても、これらの事項を含め敏速かつ正確な情報提供、情報共有にかかる取り組みが確実に履行されるよう、北海道防衛局に対する働きかけを積極的に行ってまいり所存でございます。

先ほど言いましたように、これらについても、今後しっかりと、我々も一定の理解をしておりますが、再度、常にそのことを確認をしていく、そしてしっかり対応していただくということが大事でございますので、今後とも、そういう対応を連絡会議等を通じて、しっかりやっていきたい。そのように思っております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 去年の事故後、米軍の行動というのか、報道された内容からも、訓練再開というのは本当に一方的な通告でありましたし、地元の住民の声を聞く耳など持たないのだなというのをたくさんの方が感じたと思いますし、それを米軍側は当然の権利として、何も言わなくていいんだというような権利としてとらえているのではないかとさえ思ってきました。

町に対して、納得のいく説明が本当に出されていないのだろうなという、町長の答弁か

らそれを受け取ることができましたので、継続的にこれからも調査していくということですが、住民はこの訓練にならされることなく、自治体もこの訓練にならされることなく、情報公開を続けて求めていく必要があると思います。

このことについては、求めなければ何も伝わらない、何が起きているかもわからないというのを本当に感じるのですけれども、町長としては、ずっとこれからも求めていくということなのですが、町側として、4町として、自分たちが声を出していかなければ、何も伝わってこないのではないかという危惧のようなものは、おありでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 先ほども御説明したところでございますが、今回、速やかな情報提供に関すること、また道及び4町と国との情報の共有、連携でありますとか、事故発生時における対応、さらには訓練時における安全対策の公開等、そして今後の対策等ということで、これらの認識を防衛局との間で一定程度一致したということでございます。

したがって、今後もこれらのことを、再発防止に関しての今後行われるであろうことも十分、今年度も決まっておりますが、その前にこれらを一つ一つしっかり確認をして、そして米軍に再認識をして訓練に当たってもらう。そういうことをまず常に申し上げて、そして確認をして、それに沿った訓練をしてもらう。このことが大事でありますので、そういう意味で継続的にしっかりとこれらのことを認識を一致した中で訓練をしてもらう。そういうことでございますので、これからもそのように対応していく。そういうことでございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 求めなければ情報は入ってこないということで、常に危機管理の点からも情報公開を求めていただきたいと思いますと思いますが、昨年6月の質問で海兵隊のほうからは、ブリーフィングはもう住民が本当に自分たちの訓練を理解してくれているのだから、今回からブリーフィングは行わないということをしていました。

しかし、6月議会では、さまざまなことがあったということの中から、ブリーフィングを求めていくというふうに答弁されていますけれども、このことについて、4町としても求めていく方向性というものはあるのかどうかお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 今回の防衛局との協議の中でも、まず、ブリーフィングの確実な実施を求めたいということで協議をしてきております。

まず、地元の理解と協力を得る上では、訓練にかかわる情報の提供は極めて重要である。このことについて、我々と防衛局の間では認識も一致しているところでありますので、これもしっかりと米軍のほうに履行してもらうよう、再度確認をしながら、訓練をしてもらうということになるかと思います。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） ぜひ、ブリーフィングが再開されますように、努力してくださるようお願いします。

三つ目です。

米海兵隊移転訓練の監視は、訓練当初から住民有志により続けられてきました。監視により、演習場内で訓練に使われる白リン弾や山火事の確認もいち早く知ることができ、情報発信もしてきました。

また、昨年の誤着弾事件も報道機関より先に見つけることができるなど、大切な役割を

担っていると考えています。

住民のこうした監視行動について、どのように考えておられるかお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 米海兵隊移転訓練の監視についてでございますが、まず、これにつきましては同じ目的、また目標を持った住民の皆様方が、自発的な住民活動を長年にわたって続けておられることについては、それぞれの活動につきまして、実践している方々に敬意を表するものでございます。

しかしながら、その中の活動の一つ一つを取り上げまして、私が具体的に何かを申し上げる立場にはないと認識をいたしております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 自発的に実践していることに対して、何か危惧するというようなものではなくて敬意を表しているということです。ぜひ、この実践が継続していくようにしていきたいと今も考えているのですけれども、四つ目です。

秘密保護法は何が秘密かわからない。秘密事項が積み重ねられ、住民の行動までもが脅かされる事態も考えられるのではないかという声が聞こえています。

これまで続けられてきた住民の監視行動が違法とされる事態があってはならないと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 昨年12月に公布をされました特定秘密保護法、これでは我が国の安全保障にかかわる防衛、外交、特定有害活動の防止、スパイ行為など、またテロリズムの防止に関する情報に限りまして、大臣などの行政機関の長が外部有識者の意見を反映させた基準に従って、特定秘密として指定することとなっています。

そして、この法律では、この特定秘密を取り扱う公務員や、特定秘密の提供を受けてこれを取り扱う契約業者の従業員などが、特定秘密を漏えいした場合の罰則を規定しております。

これら公務員等以外の者が処罰の対象となるのは、外国などの利益を図る目的で暴行や窃盗などにより特定秘密を取得した場合や、特定秘密を取り扱う公務員等を唆して特定秘密を漏えいさせた場合などに限られています。

したがって、例えば外国情報機関などに協力したり、特定秘密をあえて入手したような例外的な場合を除き、特定秘密を取り扱う公務員等以外の方は、特定秘密保護法により違法対象とされるようなことはありません。そのようになっていると理解しております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 私たちもそのように考えていて、自分たちの行動が秘密になるというようなことはなく、本当に生活する中では不安や不信を感じる際には、それを解決するためにどうすればいいかということで、皆さん原因を探ろうと努力するのだと思います。

すぐ自分の耳元で砲弾の音が聞こえるという不安などのために、たくさんの人にその危険を知らせるということで、監視行動などをするということで、その内容というのは決して秘密でも何でもありません。秘密にしてはならないことだと思いますので、ぜひそのように理解していただいて、先ほどの実践に対して敬意をそのまま持ち続けていただければと考えています。

五つ目です。

米海兵隊の訓練による事故は、地域住民の人身事故につながらないとも限りません。命を育む牛の群れが草をはむ農地に、命を最も軽視する戦争の訓練はいりません。

訓練の返上を国に伝えるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） これまでも、この議会の場で申し上げてきておりますが、沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練につきましては、日米安全保障や我が国の防衛政策の一環として実施をされてきているものでございます。

この訓練の軽減に対する私の考え方については、平成8年12月当時の町議会における受け入れ容認決議の際の我が国の国防政策を尊重し、さらには沖縄の負担を少しでも軽減することが必要であるという決議文と全く同様でございます。

したがいまして、移転訓練の返上を国に伝えるということは考えておりません。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 演習場内の事故は、確実に重大性を帯びて、人の命を脅かすかもしれないという事故にまで広がってきています。沖縄では、もう既に命が脅かされています。

この演習場でも、その危険が出てきたということで、訓練は事前の約束が守られることなく、日程、人員、車両などが守られることなく展開しています。

約束はなきに等しい、昨今の事故後の米軍の行動、米軍優先、協力している自治体の要請などを無視しているということも、はっきり示されてきました。それは、沖縄でも矢臼別の演習場でも同じことが言えると思います。どんな抗議も意味をなさなくなる、そういう状況が起りつつあります。そして、訓練では何が起こるかわからない、そのことが昨年の事故でも本当に身にしみてわかったことです。

訓練受け入れの容認をしたという平成8年12月ですけれども、そのときにはさまざまな理由があったと考えますが、その容認前は町も議会も容認、受け入れはできないのだということで皆が一致していた内容だと思います。

訓練受け入れ反対を議会も町も決めていた、そのときへと考えも時間もかけて戻していく必要があると考えますが、再度お聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） もちろん今回のような事案が起きることは、まさに言語道断であります。

したがいまして、町民や地域住民の皆さんの安全、これは一番大事なことでございますので、そのことがしっかりとされるようなことを、しっかりと国とも協議をしてみたい。そのように思っております。

いずれにしても、受け入れ当時いろいろな御意見がございました。最終的に、議会は平成8年受け入れ決議を定めたものでございますから、これがまさに正式な別海町の意味だと思っております。ただいま、その意思と私の考え方に相違はございません。

今後とも、住民の安全を守ることを最大限に努めるということを、しっかりやりながら対応してまいります。そのように思っております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 町長の答弁は、さまざまところで聞いておりますので、そのままの答弁が継続しているのだなと感じています。

この訓練というのは、ある意味訓練をしなくてはならないというのは、訓練することが、自分たちの技術が未熟であるから訓練する。だから何が起こるかわからない。それで町の中の人命だけではなくて、訓練している人自体の人命にかかわるということにもつながるということもあります。

そして、この訓練は本当に遊びではなくて戦争のため、そして米海兵隊はどこかで戦闘が起こったときに、切り込み部隊として一番先に出ていくということで、本当に実戦的な訓練をしているということの中で、やはり危険な訓練を続けているということです。

私たちの国というのは平和憲法を持っていますし、戦争放棄ということを掲げて、多くの国がこの憲法を見習いたいと思っています。

そういう観点から、ぜひ、この訓練が受け入れをしない方向に進む日がくるように検討していただきたいということを言いまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、瀧川榮子議員の一般質問を終了いたします。

これで、一般質問を終わります。

◎休会の議決

○議長（渡邊政吉君） ここでお諮りします。

委員会審査のため、3月11日から3月12日までの2日間、休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、3月11日から3月12日までの2日間、休会とすることに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（渡邊政吉君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、11日、12日は予算審査特別委員会が午前10時から開催されますので、よろしくお願いいたします。

散会 午後 2時14分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員